

## 埼玉県内自治体支援金等一覧（R5年度）

埼玉県内市町村の事業者に対する支援金の概要をまとめました。詳細については、必ず各市町村のホームページを御確認いただきますようお願いいたします。

※黄色は今回更新されたものです。

令和6年2月16日現在

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
さいたま市	エネルギー 価格等高騰	生産性革命推進事業 効果促進補助金	(1)ものづくり補助金 200万円 (2)IT導入補助金 50万円 (3)事業承継・引継ぎ補助金 50万円 (4)小規模事業者持続化補助金 10万円 ※いずれも上限額を記載、補助率は1/2	国の(1)「ものづくり補助金」、(2)「IT導入補助金」、(3)「事業承継・引継ぎ補助金」、(4)「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受け、事業完了した市内中小企業者	令和5年12月1日から 令和6年2月22日まで	さいたま市経済政策課 TEL：048-829-1362 FAX：048-829-1944	<a href="https://www.city.saitama.jp/005/002/010/009/p073067.html">https://www.city.saitama.jp/005/002/010/009/p073067.html</a>
さいたま市	エネルギー 価格等高騰	事業再構築補助金効果 向上補助金	(1) 通常枠／成長枠／緊急事態宣言特別枠／最低賃金枠／回復・再生応援枠／物価高騰対策・回復再生応援枠／産業構造転換枠 上限額：200万円（補助率1/2） (2) 卒業枠／卒業促進枠／グローバルV字回復枠／グリーン成長枠／大規模賃金引上枠／大規模賃金引上促進枠 上限額：500万円（補助率1/2）	国の事業再構築補助金の交付決定を受け、事業完了した市内中小企業者	令和6年1月5日から 令和6年2月22日まで	さいたま市産業創造財団 事業企画課 TEL：048-851-6652 FAX：048-851-6653	<a href="https://www.sozo-saitama.or.jp/topic/%e3%80%90%e5%85%ac%e5%8b%9f%e9%96%8b%e5%a7%8b%e3%80%91%e4%ba%8b%e6%a5%a4%e5%86%8d%e6%a7%8b%e7%af%89%e8%a3%9c%e5%8a%a9%e9%87%91%e3%81%ae%e4%b8%8a%e4%b9%97%e3%81%9b%e8%a3%9c%e5%8a%a92%e6%ac%a1%e5%85%ac/">https://www.sozo-saitama.or.jp/topic/%e3%80%90%e5%85%ac%e5%8b%9f%e9%96%8b%e5%a7%8b%e3%80%91%e4%ba%8b%e6%a5%a4%e5%86%8d%e6%a7%8b%e7%af%89%e8%a3%9c%e5%8a%a9%e9%87%91%e3%81%ae%e4%b8%8a%e4%b9%97%e3%81%9b%e8%a3%9c%e5%8a%a92%e6%ac%a1%e5%85%ac/</a>
川越市	その他	川越市商店街空き店舗 対策事業補助金	【改修等経費】 対象経費の1/3以内 (補助上限40万円・初年度のみ1回) 【賃借料(敷金・礼金を除く)】 対象経費の1/2以内 (補助上限5万円・12箇月間以内)	【補助対象者】 ・商店街 ・新規出店者（個人または法人） 【補助対象事業】 ・商店街が実施する共同事業 ・新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業 ・その他、商店街又は新規出店者が行う事業で、商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業 【補助対象物件】 「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」に登録されている物件のうち、過去に商業の用に供され営業していた実績があり、3箇月以上事業が行われていない状態が継続している物件。	予算の範囲内	川越市 産業観光部 産業振興課 049-224-5934	<a href="https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/jigyohogo.html">https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/jigyohogo.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
川越市	その他	川越市事業承継店舗改修等補助金	【補助率】 1/3以内 (補助限度額40万円) 【補助対象経費】 ・店舗等の改修費 ・店舗の設備整備費	【補助対象者】 ・親族内承継又は役員・従業員承継により、代表者を交代しよとする法人又は交代してから5年未満の法人 ・親族内承継または役員・従業員承継により、個人から事業の引継ぎを受けようとする者又は事業の引継ぎを受けてから5年未満の者 【要件（以下の要件をすべて満たすもの）】 ・小売業、飲食業又はサービス業に係る事業承継であること ・市内の同一の場所で5年以上経営している店舗に係る事業承継であること ・事業承継に係る店舗が商店街の区域内にある場合は、当該商店街に加入すること ・フランチャイズ加盟業者でないこと ・実績報告書を提出するまでに事業承継をすること（交付申請時において事業承継をする予定であった場合） ・市税を滞納していないこと	予算の範囲内	川越市 産業観光部 産業振興課 049-224-5934	<a href="https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/sangyoshinko20190617.html">https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/shogyojoho/sangyoshinko20190617.html</a>
川越市	エネルギー 価格等高騰	川越市運送事業者事業継続支援金	事業用自動車（緑ナンバー）1台につき24,000円 事業用軽自動車（黒ナンバー）1台につき8,000円	交付対象者 次のいずれも満たす運送事業者 (1)市内に本社若しくは事業所がある法人または個人事業者であること (2)令和6年1月5日時点で一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者であること。 (3)自動車検査証の交付を受けた日が令和6年1月5日以前で、かつ有効期間の満了する日が令和6年1月5日以降であり、かつ使用の本拠の位置が川越市内である事業用貨物自動車又は事業用貨物軽自動車を使用していること。ただし、二輪の自動車や被けん引車を除く。 (4)令和6年1月5日時点において(2)に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 (5)暴力団の構成員又は暴力団に関与する者その他市長が支援金を交付することにつき適当でないと思えたものに該当しないこと。 (6)市税を滞納していないこと。	令和6年1月5日（金）から 令和6年3月25日（月）まで ※期間内消印有効	川越市 産業観光部 産業振興課 049-224-5934	<a href="https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/chushokigynushi/unsou_shienkin.html">https://www.city.kawago.e.saitama.jp/jigyoshamuke/chushokigynushi/unsou_shienkin.html</a>
熊谷市	その他	熊谷市創業者応援補助金	補助率1/2 上限20万円	市内で新たに創業した方 【補助対象経費】 事業所内外装工事費及び広告宣伝費 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	令和5年4月3日から 令和6年3月31日まで	企業活動支援課 048-524-1111 内線468	<a href="https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/jigyousya/sogyosyashien.html">https://www.city.kumagaya.lg.jp/about/jigyousya/sogyosyashien.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
熊谷市	エネルギー 価格等高騰	熊谷市中小企業者 省エネ設備導入 支援補助金	補助率1/2 上限50万円	熊谷市内に住所を有する店舗から購入する省エネ設備を設置し、既存機器を入れ替える予定の市内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む） 【補助対象設備】 省エネエアコン 冷蔵庫 冷凍庫 冷蔵・冷凍ショーケース 電気温水器（エコキュート） ガス温水器 石油温水器 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	令和5年10月2日から 令和6年2月29日まで	環境政策課 048-536-1547	<a href="https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyosyoudenasetubi.html">https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyosyoudenasetubi.html</a>
川口市	その他	川口市企業立地補助金	【工場等固定資産税等相当額補助金】 固定資産税等相当額の1/2以内 限度額：1年度200万円 補助期間：3年度間  【流通業務等施設固定資産税相当額補助金】 固定資産税相当額の1/2以内 限度額：1年度200万円 補助期間：3年度間  【貸工場賃借料相当額補助金】 当該家賃相当額の1/2以内 限度額：1年度120万円かつ月額10万円 補助期間：2年間（24ヶ月）  【雇用促進補助金】 当該従業員1人あたり20万円 限度額：300万円	川口市内において、原則として市税を完納しており、下記のいずれかの条件を満たした事業者に対し補助金を交付  ・本市の特定地域（準工業区域、工業地域、工業専用地域）において、製造業（日本標準産業分類において製造業に分類されるもの）として新たに事業を開始する事業者及び事業拡大を行う事業者のうち、その新設・増設する工場等の面積が100㎡以上のもの  ・「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者  ※詳しくは市ホームページをご覧ください。		産業労働政策課 産業創出係 048-258-1619	<a href="https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/011/4/index.html">https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/011/4/index.html</a>
川口市	その他	中小企業勤労者定期 健康診断料補助金	受診に要した費用（消費税を含む） 補助上限：従業員一人あたり1,800円	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 労働安全衛生規則第44条に規定する定期健康診断に要した費用（事業主及び役員は対象外）	受診日の翌日から起算して1年 を経過する日の属する月の末日 まで	川口市 経済部 経営支援課 048-258-7921	<a href="https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/14770.html">https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/14770.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
川口市	その他	作業環境測定費補助金	測定機関に支払った費用（消費税を含む）の2分の1 補助上限：一の年度について1者30万円	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 作業環境測定法第3条2項の規定により、作業環境測定機関に委託実施した作業環境測定費	作業環境測定の結果報告書の日付又は支払日の遅い方が属する年度の末日まで ※予算がなくなり次第終了	川口市 経済部 経営支援課 048-258-7921	<a href="https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/14768.html">https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/14768.html</a>
川口市	その他	インターンシップ支援補助金	対象経費の2/3 補助上限：受入企業1社につき4万5千円（ただし、実習生1人につき上限1万5千円）	【補助対象者】 市内に事業所等を有する個人及び法人 【補助対象経費】 令和5年4月1日から令和6年2月末日までのインターンシップ実施に要した交通費、保険料、報酬、事業経費等	令和6年3月31日まで	川口市 経済部 経営支援課 048-258-7921	<a href="https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/35358.html">https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/35358.html</a>
川口市	その他	技能検定等受検手数料助成金	・受検手数料の全額 ・フォークリフト運転技能講習のみ受講料の50%の額(100円未満切捨て。1万円を限度とする)	【補助対象者】 中小企業基本法第2条に該当する市内事業者 【補助対象経費】 事業主・役員・従業員が下記の資格試験に合格した際の受検手数料 ・各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」 ・市が選定した国家資格 ※詳しい対象資格は川口市ホームページでご確認ください	合格日等から5ヶ月以内	川口市 経済部 経営支援課 048-258-7921	<a href="https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/3568.html">https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/3568.html</a>
川口市	その他	空き店舗活用事業補助金	【補助率】 対象経費（税抜）の1/2以内 【補助上限額】 200万円	【対象者】 市内の個人・法人・商店街組織 【対象経費】 空き店舗の改修工事に要する費用（税抜） ※市内に本社がある事業者が工事を請け負うこと 【空き店舗要件】 店舗として賃借ができる状況であるが、3ヶ月以上借り手がない。建物の1階または2階の店舗で、道路から直接入店できる構造。 【営業要件】 通常1日のうち7時間以上かつ週5日以上営業しており、小売・飲食・生活関連サービス業、その他商店街が特に必要と認められた事業など	予算に達し次第受付終了	川口市 経済部 産業振興課 048-259-9018	<a href="https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/030/2/2075.html">https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/030/2/2075.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
川口市	その他	商店改修事業補助金	【補助率】 対象工事（税抜）の30% 【補助上限額】 50万円	【対象者】 市内に住民登録のある個人または法人市民税に関する届出のある法人 （小売・飲食・生活関連サービス業など） 【対象店舗】 常時看板を掲出し、不特定多数の来客がある店舗（事務所や工場は対象外） 【対象事業】 市内業者（法人の場合は市内に本社があること）が行う税抜き20万円以上の店舗改修工事	予算に達し次第受付終了	川口市 経済部 産業振興課 048-259-9018	<a href="https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/030/2/2055.html">https://www.city.kawagu.chi.lg.jp/soshiki/01110/030/2/2055.html</a>
行田市	その他	行田市起業家支援事業	【改装費補助】 対象経費の1/2、上限50万円（市内業者の施工に限る） 【家賃補助】 対象経費の1/2、上限5万円/月（最長36月）	市内の空き店舗等を利用して起業する方	予算の範囲内	行田市 環境経済部 商工観光課 048-556-1111	<a href="https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kankyokeizaibu/shoko_kanko/gyomu/san_gyo_shinko/kigyo_sogyo/1942.html">https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/kankyokeizaibu/shoko_kanko/gyomu/san_gyo_shinko/kigyo_sogyo/1942.html</a>
秩父市	コロナ	秩父市緊急特別融資	融資限度額 100万円 ※信用保証不要	中小企業者	令和2年5月7日から現在	先端技術推進課	<a href="http://www.city.chichibu.lg.jp/9114.html">http://www.city.chichibu.lg.jp/9114.html</a>
秩父市	その他	秩父市中小企業奨学金返還支援補助金	埼玉県補助金の上乗せ分を支給（補助割合） ・企業負担分の1/2（上限1人・年9万円） ・多様な働き方実践企業は1/3（上限1人・年6万円）	市内に事業所を有し、埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業補助金の交付決定を受けた企業等	予算の範囲内	産業支援課	<a href="http://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html">http://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html</a>
飯能市	その他	新規出店促進事業補助金	補助対象経費の10% 【市内在住】 対象区域 上限金額 中心市街地内 50万円 中心市街地外 30万円 【市外在住】 対象区域 上限金額 中心市街地内 30万円 中心市街地外 10万円	・申請者の行う業種が小売業・飲食業・サービス業のいずれかであること。 ・市税に未納がないこと。	予算の範囲内	飯能市 産業環境部 産業振興課 042-986-5083	<a href="https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/san_gyokankyobu/sangyoshinkoka/sogyo_kigyo_shutten_shien/1552.html">https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/san_gyokankyobu/sangyoshinkoka/sogyo_kigyo_shutten_shien/1552.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
飯能市	その他	創業支援補助金	【法人】 限度額 20万円 補助率 100% 【個人事業主】 限度額 一般 5万円 限度額 女性・若者※7.5万円 ※申請年度の4月1日時点で年齢が40歳以下の方 補助率 50%	・飯能市内に住所を有する方、または市内に転入を予定している方。 ・【法人】飯能市内で法人設立する方、または法人成りする方 【個人】飯能市内で創業する方 ・市税に未納がないこと。 ・認定創業支援計画に基づいた飯能商工会議所の指導を受け、会員となることが確約できる方。	予算の範囲内	飯能市 産業環境部 産業振興課 042-986-5083	<a href="https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokankyobu/sangyoshinkoka/sogyo_kigyosshuten-shien/1195.html">https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokankyobu/sangyoshinkoka/sogyo_kigyosshuten-shien/1195.html</a>
飯能市	エネルギー・価格高騰	市街地周辺地域商店等事業継続支援金	対象店舗1店舗あたり10万円	【対象者】 ・対象地域内で現に事業を営んでいること ・今後も事業を継続する意思があること ・継続して収入を得ていること ・市税に未納がないこと ・法人の場合は、直近事業年度の法人税を申告していること ・個人事業主の場合は、令和5年分の営業収入を申告していること 【対象店舗】 ・飯能市都市計画区域のうち、南高麗地区を除いた市街化調整区域内に所在していること ・対象業種を主たる事業として営んでいること ・令和5年12月31日以前に開業した店舗（令和4年12月31日以前に開業した店舗については、1店舗あたりの年間の営業収入が50万円以上あること）	令和6年2月1日から 令和6年3月31日まで	飯能市 産業環境部 産業振興課 042-986-5083	<a href="https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokankyobu/sangyoshinkoka/9042.html">https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokankyobu/sangyoshinkoka/9042.html</a>
飯能市	エネルギー・価格高騰	貨物運送事業者支援金	一般貨物自動車運送事業用登録車両（緑ナンバー） ・普通車 6万円 ・小型車 1.5万円 貨物軽自動車運送事業登録車両（黒ナンバー） 9万円	・一般貨物自動車運送事業の緑ナンバー車両又は貨物軽自動車運送事業の黒ナンバー車両であって、車検証の記載事項が次の全てを満たすこと ・登録年月日が令和6年1月14日以前であって、有効期限が本支援金の申請日以降であること ・用途が「貨物」又は「特種」となっていること ・自家用・事業用の別が「事業用」であること ・使用の本拠の位置が飯能市内であること ・自社で所有又はリース契約により借用していること	令和6年1月15日から 令和6年3月15日まで	飯能市 産業環境部 産業振興課 042-986-5083	<a href="https://www.city.hanno.lg.jp/sangyo_jigyoshamuke/sangyoshinko/chushokigyosshien/1/5901.html">https://www.city.hanno.lg.jp/sangyo_jigyoshamuke/sangyoshinko/chushokigyosshien/1/5901.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
加須市	その他	加須市創業支援補助金	補助率 1/2 限度額100万円	<p>【補助対象者】</p> <p>市内で創業しようとする方または創業後5年未満の方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または個人のうち、次のいずれにも該当する方</p> <p>①特定創業支援等事業を受けた方</p> <p>②市内に営業実態のある事務所、店舗、工場等を有する方</p> <p>③市税を滞納していない方</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>広告宣伝費、ウェブサイト作成費、ソフトウェア使用料、機器賃借料、商品開発または産業財産権の導入に要する経費、事業所等の改装費、1単位あたり10万円以上の事業用備品の購入費</p>	令和5年4月3日から	産業振興課 0480-62-1111	<a href="https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35738.html">https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35738.html</a>
加須市	その他	加須市経営革新支援補助金	補助率 1/2 限度額100万円	<p>【補助対象者】</p> <p>創業後5年以上の方で、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する株式会社、合名会社、合資会社、合同会社または個人のうち、次のいずれにも該当する方</p> <p>①埼玉県が実施している経営革新計画承認制度による経営革新計画の承認を受けていること</p> <p>②市内に営業実態のある事務所、店舗、工場等を有する方</p> <p>③市税を滞納していない方</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>広告宣伝費、ウェブサイト作成費、ソフトウェア使用料、機器賃借料、商品開発または産業財産権の導入に要する経費、事業所等の改装費、1単位あたり10万円以上の事業用備品の購入費</p> <p>※承認を得た経営革新計画別表1から別表4及び経営革新計画事業計画書で位置付けられており、かつ、市内の事務所、店舗、工場等に係る事業の経費であるもの</p>	令和5年4月3日から	産業振興課 0480-62-1111	<a href="https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35784.html">https://www.city.kazo.lg.jp/soshiki/sangyoukoyou/hozyokin/35784.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
東松山市	その他	がんばる中小企業等 応援補助金	【補助率】 対象経費の1/2以内  【補助上限額】 補助対象経費 30万円(千円未満切捨て)。 1経営革新計画につき、1申請（1年度 内で1回限り）	補助対象者 市内に主たる事業所を有し、経営革新計画に基づく取組を実施する中小企業者  補助対象事業 1.新商品の開発又は生産 2.新しいサービスの開発又は提供 3.商品の新たな生産又は販売方法の導入 4.サービスの新たな提供の方法の導入 5.技術に関する研究開発及びその成果の利用 6.その他の新たな事業活動  補助対象経費 1.機械装置等費 2.広報費 3.展示会等出展等 4.開発費 5.賃借料 6.外注費	予算の範囲内	商工観光課 0493-21-1427	<a href="https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1571.html">https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1571.html</a>
東松山市	その他	空き店舗対策事業等 補助金	1.改修費等 補助率1/2または1/3 限度額40万または60万  2.賃借料 補助率1/2または1/3 限度額5万または7.5万（12カ月）	対象者 第1グループ ・飲食料品小売業 ・飲食店（酒場、ビアホール、キャバレー、ナイトクラブを除く） ・持ち帰り・配達飲食サービス業 ・商店街団体がコミュニティー施設等を運営する事業 ・商店街の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業  第2グループ ・特定創業支援事業による証明書の発行を受けた創業者が行う事業	予算の範囲内	商工観光課 0493-21-1427	<a href="https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1565.html">https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/18/1565.html</a>
春日部市	エネルギー 価格等高騰	春日部市 あかるい商店街 応援給付金支給事業	①補助限度額-令和4年度交付確定額の差額分 ②令和5年度実績報告額-令和4年度実績報告額の差額分 ③令和5年度実績報告額-令和4年度街路灯電気料の支出総額の差額分	【支給対象者】 ①令和4年度の商店街街路灯電気料補助事業に申請のあった商店会 ②令和4年度及び令和5年度の商店街街路灯電気料補助事業に申請のあった商店会 ③令和4年度及び令和5年度の商店街街路灯電気料補助事業に申請のあった商店会	①令和5年9月30日まで ②、③実績報告書を提出した日から令和6年3月31日まで	商工振興課 048-797-8029	

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
鴻巣市	その他	鴻巣市事業者連携支援事業補助金	【補助率】 対象経費の2/3以内 【補助上限額】 ・事業者の数が7以下のグループ：20万円 ・事業者の数が8以下のグループ：50万円	～3者以上の市内事業者で構成されるグループに対し、事業の経費の一部を補助～ 【交付対象者】※次のいずれかに該当する方 1.市内に店舗、事業所等を有する方 2.鴻巣市内に居住し、店舗や事業所等を開設せずに事業を市内で営む方 【交付要件】※次のいずれかに該当する方 ・市税（法人にあたっては法人市民税、個人にあたっては個人の市民税）を完納していること ・この補助金の交付を受けるグループの構成員となる回数が3回以内であること 【対象経費】※詳細はリンク参照 1.商品の販売、サービス等の提供を促進する事業 2.非常災害、感染症等の発生により市内商業環境に支障をきたしている場合に、その課題解決に向けて実施する事業	予算の範囲内	商工観光課（商工労政担当） 048-541-1322	<a href="https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1475.html">https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1475.html</a>
鴻巣市	その他	空き店舗対策事業費補助金	【補助率】 対象経費の1/2以内 【補助上限額】 50万円	～市内の商店街における空き店舗を有効に活用する小売業・飲食業・サービス業に対し、事業に要する費用（改修費等）の一部を補助～ 【交付対象者】 ・市内に住所または事業所がある個人、法人、その他団体 ・鴻巣市商工会会員または補助事業完了までに加入する意思があること 等	予算の範囲内	商工観光課（商工労政担当） 048-541-1322	<a href="https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1466.html">https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1466.html</a>
鴻巣市	その他	がんばる起業家支援補助金	【補助率】 対象経費の1/2以内 【補助上限額】 15万円	～事業に要する費用（備品購入費等）の一部を補助～ 【交付対象者】 令和4年4月1日以降に起業した個人または同日以降に設立された会社 等	予算の範囲内	商工観光課（商工労政担当） 048-541-1322	<a href="https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1474.html">https://www.city.kounosu.saitama.jp/page/1474.html</a>
深谷市	その他	深谷市中小企業者事業継続力強化計画策定奨励金	一事業者につき10万円（1回限り）	交付要件 次の要件をすべて満たすもの 1.深谷市内に事業所を有する中小企業者 2.市税を滞納していないこと 3.新型コロナウイルス等感染症における影響を含んだ内容の事業継続力強化計画を策定、または変更し、経済産業大臣の認定を受けていること 4.認定を受けた事業継続力強化計画を深谷商工会議所、ふかや市商工会に提示し、確認書の発行を受けていること。	令和5年4月3日（月）から 令和6年2月29日（木）まで 当日消印有効 ※申請期間中であっても、予算上限に達した場合は募集締切	深谷市産業振興部 商工振興課 商工振興係 048-577-3409	<a href="https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyosuhinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshae-nosien/1656318421160.html">https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyosuhinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshae-nosien/1656318421160.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
深谷市	その他	深谷市中小企業者経営革新計画策定奨励金交付制度	一事業者につき5万円（各年度1回限り）	交付要件 1.深谷市内に事業所を有する中小企業者 2.市税を滞納していないこと 3.経営革新計画を策定し、埼玉県知事の承認を受けていること	令和5年4月3日（月）から令和6年3月29日（金）まで 当日消印有効 ※申請期間中であっても、予算上限に達した場合は募集締切	深谷市産業振興部 商工振興課 商工振興係 048-577-3409	<a href="https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyos-hinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshae-nosien/14178.html">https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/sangyos-hinko/shokoshinkou/tanto/shokogyo/shokogyoshae-nosien/14178.html</a>
草加市	コロナ	セーフティネット保証利用支援補助金	毎年1月1日から12月31日まで(令和2年度にあっては、令和2年3月2日から同年12月31日まで)の間に支払った利子の合計額のうち、融資額3,000万円までの利子相当額を上限として、3年間補助する	次の要件をすべて満たすもの (1)令和2年3月2日以降、セーフティネット保証5号認定を取得し、埼玉県経営安定資金又は埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受け、利子（延滞利子を除く。以下同様）を支払った方 (2)市内に主たる事業所を有する中小企業者の方 (3)市税等の滞納がない方（納税猶予中の方も可）	令和6年1月～2月頃に 利子補給に係る申請受付予定	草加市自治文化部産業振興課商工係 048-922-3477	<a href="https://www.city.soka.saitama.jp/li/050/010/030/050/010/index.html">https://www.city.soka.saitama.jp/li/050/010/030/050/010/index.html</a>
草加市	その他	経営革新チャレンジ支援事業補助金	1事業者あたり20万円。なお、別途、販売計画を作成し、販路開拓等と併せて行う業務効率化に取り組む中小企業等に対しては、補助上限額を50万円に引き上げます。	以下の3つの要件のいずれにも該当する者 ① 市内に主たる事業所を有する中小企業等であって、草加商工会議所のアドバイスを受けて中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画（※）を作成し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県知事の承認を受けた計画を実施するもの ② 事業継続計画宣言に取り組む中小企業等 ③ 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）の滞納がないこと	令和5年4月1日から 令和6年3月11日まで随時受付（予算額に達し次第終了となります）  ※申請前に草加商工会議所に事前相談（令和6年1月31日まで）をお願いします。	草加市自治文化部産業振興課商工係 048-922-3477	<a href="https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1403/020/PAGE000000000000067646.html">https://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1403/020/PAGE000000000000067646.html</a>
戸田市	コロナ	戸田市商工業支援事業補助金（商店等新業種等転換支援事業）	感染症対策として、改修工事を行った場合や消耗品、備品を購入した場合に、補助対象経費の1/2を補助する。（上限50万円）	(1)現に営業を行っている代表者又は行おうとする代表者 (2)現用店舗又は空き店舗の所有者でない場合、当該店舗の所有者から改修工事の承諾を受けられる人 (3)市税等に未納がない人 (4)小売業、飲食業又はサービス業（一部対象外業種あり）を営んでいる人 (5)交付決定前に改修工事に着手し、又は感染症対策に係る消耗品、備品を購入していない人 (6)国、県、市等で実施している他の補助制度による補助金の交付を受けていない人 (7)令和6年3月末頃までに実績報告ができる人 (8)申請時から過去5年間に本補助金により同一の目的の補助事業の交付を受けていない人	令和5年4月3日から（予算額の範囲内で先着順）	戸田市環境経済部経済戦略室 産業支援担当 048-441-1800 内線398	<a href="https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/keizai-hojo-shouten.html">https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/214/keizai-hojo-shouten.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
朝霞市	その他	朝霞市中小企業融資制度に係る利子補給補助金	毎年1月1日から12月31日までに償還した利子（遅滞利子を除く）の総額の7分の4 （令和5年度は100分の100） 【補助期間】 運転資金：5年 設備資金：6年	市内中小企業者・個人事業主	令和5年12月下旬から 令和6年2月29日まで	産業振興課 048-463-1903	<a href="https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/finance.html">https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/finance.html</a>
朝霞市	その他	朝霞市起業家育成資金融資制度に係る利子補給補助金	毎年1月1日から12月31日までに償還した利子（遅滞利子を除く）の総額 【補助期間】 運転資金：7年 設備資金：10年	市内で新たに事業を開始する方、事業を開始して間もない方	令和5年12月下旬から 令和6年2月29日まで	産業振興課 048-463-1903	<a href="https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/asaka-new-startup-loan-program.html">https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/asaka-new-startup-loan-program.html</a>
朝霞市	その他	朝霞市店舗等リフォーム資金補助金	【空き店舗等】 対象工事費の100分の30 限度額30万円 【既存店舗等】 対象工事費の100分の10 限度額10万円	【空き店舗等】 市内の空き店舗等を利用して起業・出店等をする方 【既存店舗等】 市内店舗等で営業している事業者	令和5年4月1日から ※予算額に達した時点で申請を締め切ります	産業振興課 048-463-1903	<a href="https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/shop-renovation.html">https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/shop-renovation.html</a>
志木市	その他	志木市空き店舗等活用事業補助金	【改装費補助】 対象経費の1/2、上限30万円（中心市街地エリアにおいては40万円） 【家賃補助】 対象経費の1/2、上限5万円/月（中心市街地エリアにおいては6万円）	志木市空き店舗等情報登録制度により登録された空き店舗等を活用して事業を実施する場合に、改装費補助、家賃補助を行います。	令和6年3月31日まで ※予算額に達した時点で申請を締め切ります	産業観光課 048-475-7360	<a href="https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/17/2153.html">https://www.city.shiki.lg.jp/soshiki/17/2153.html</a>
新座市	その他	新座市小規模事業者持続化補助金	補助率：事業者負担額の1/2 補助上限額：10万円	次の要件をすべて満たすもの (1) 令和4年4月以降に国の小規模事業者持続化補助金（一般型以外の種類も対象）の交付を受けていること。 (2) 市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること。 (3) 市税を滞納していないこと。	令和6年3月31日まで	産業振興課 048-477-6346	<a href="https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/zizokuka.html">https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/zizokuka.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
新座市	その他	新座市経営革新計画 支援事業補助金	補助率：対象経費の1/2 補助上限額：20万円	<p>【対象要件】 次の要件をすべて満たすもの (1) 令和4年4月以降に都道府県の経営革新計画の承認を受けていること。 (2) 市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること。 (3) 市税を滞納していないこと。</p> <p>【対象経費】 経営革新計画に沿って実施する事業であって、次に掲げる経費 (1) 機械、備品、構築物、ソフトウェア、リース資産、開発費などの資産形成経費 (2) 広報費、外注費、賃借費、修繕費などの販管費（一部、対象外となる経費あり）</p>	令和6年2月29日まで	産業振興課 048-477-6346	<a href="https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/keieikakusin.html">https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/keieikakusin.html</a>
新座市	IT・DX	新座市中小企業者 IT・DX導入費補助金	補助率：対象経費の1/2 補助上限額：10万円	<p>【対象要件】 次の要件をすべて満たすもの (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 (2) 市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること。 (3) 市税を滞納していないこと。 (4) にいざビジネスサポート事業の経営相談を利用していること。</p> <p>【対象経費】 (1) ホームページ、ネット販売の構築・リニューアル経費 (2) 会計システム、労務管理システム、テレワークシステム等の導入費用 など (一部、対象外となる経費あり)</p>	令和6年2月29日まで	産業振興課 048-477-6346	<a href="https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/itdx.html">https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/itdx.html</a>
新座市	その他	新座市 事業承継・M&A 支援事業補助金	補助率：対象経費の1/2 補助上限額：20万円	<p>【対象要件】 次の要件をすべて満たすもの (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 (2) 市内の事務所、店舗等において事業を営んでいること。 (3) 市税を滞納していないこと。 (4) 埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターを利用していること。 (5) 【法人】自社内又は第三者に事業承継することを準備・検討していること。 【個人事業主】第三者に事業承継することを準備・検討していること。</p> <p>【対象経費】 (1) 事業承継に係る課題分析・コンサルティング費用 (2) 事業承継計画作成費用 (3) 企業価値算定に係る費用 (4) M&amp;A買い手先選定などに係る委託・仲介費用</p>	令和6年2月29日まで	産業振興課 048-477-6346	<a href="https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/syokei.html">https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/19/syokei.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
北本市	その他	北本市空き店舗等活用推進事業補助金	対象経費の1/2（最大50万円）	JR北本駅を中心に半径約500mの中心市街地内にある空き店舗等（建物の1階又は2階）を活用して新たに創業する個人又は法人 【対象事業費】 改修等経費、広告宣伝費 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。	予算の範囲内	産業観光課 048-594-5530	<a href="https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/1562029541416.html">https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/1562029541416.html</a>
富士見市	IT・DX	富士見市中小企業チャレンジ支援事業補助金 (DX化事業①テレワーク環境整備事業、②生産性向上支援事業、③キャッシュレス決済導入事業)	①対象経費の1/2以内、上限30万円 ②（ア）先端設備等導入計画に基づく機器等の購入費用 対象経費の1/2以内、上限50万円 （イ）ビジネスのデジタル化に向けた設備費用及び業務効率化のためのソフト購入費用 対象経費の1/2以内、上限10万円 ③（ア）キャッシュレス決済の導入に必要な研修会費用及びコンサルティング費用 対象経費の1/2以内、上限10万円 （イ）キャッシュレス決済の導入に必要な備品購入費用、工事費用及び手数料 対象経費の1/2以内、1店舗につき上限5万円	①テレワーク環境整備事業 【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること。 ・埼玉県経営革新計画承認企業であって（計画期間が終了していないものに限る）、常時雇用する労働者が2人以上いること。 ②生産性向上支援事業 【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること。 ・中小企業者等の代表者またはその従業員が行うものであること。 ③キャッシュレス決済導入事業 【補助対象事業者】 ・市内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であること。 ・中小企業者等の代表者またはその従業員が行うものであること。 (詳細は市ホームページを確認)	令和5年4月1日から 予算終了まで	産業経済課 049-257-6827	<a href="https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/tyusyoukiqyou/utyarenz.html">https://www.city.fujimi.saitama.jp/60jigyo/06sangyou/syoukou/tyusyoukiqyou/utyarenz.html</a>
三郷市	その他	資格取得支援補助金	従業員等1名あたり同一年度上限10万円 (1試験ごと上限5万円) 補助率 2分の1	本市で1年以上事業を営む中小企業者が、30歳以下の従業員等に事業に必要な国家資格を取得させる際に要する下記の費用 ・資格取得に要する受験料及び受講料 ・登録に要する諸費用	令和5年4月1日から 令和6年3月10日まで (予算に達し次第受付終了)	商工観光課 048-930-7721	<a href="https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/chiikishinko/skokokanko/1/787.html">https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/chiikishinko/skokokanko/1/787.html</a>
坂戸市	その他	坂戸市創業支援事業助成金	①賃借料 対象経費の2分の1（限度額：月5万円）※創業の日の属月から起算して12か月以内の期間とする。 ②改修費 対象経費の2分の1（限度額：50万円）	【対象者】 ・特定創業支援事業による支援を受けた方で、市内において空き店舗等を活用して新たに創業する方。 ・その他、「坂戸市創業支援事業助成金交付要綱」に定める要件を満たす方。 【対象事業】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める事業にあてはまらないもの。 ・その他、要綱に定める要件を満たす事業。	予算の範囲内	商工労政課 049-283-1445(直通)	<a href="https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/25/843.html">https://www.city.sakado.lg.jp/soshiki/25/843.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
鶴ヶ島市	コロナ	鶴ヶ島市 市内進出事業者等 支援事業補助金	店舗改修費補助 上限40万円 家賃補助 上限5万円 (1か月あたり)	鶴ヶ島市外において事業を営んでいた店舗又は事務所を閉鎖し、空き店舗を利用し事業を継続する中小企業者又は個人事業主。(移転事業者の場合) 特定創業支援事業を受けたことの証明を受け、鶴ヶ島市内空き店舗を利用し事業を行う創業者。(創業者の場合)	令和3年4月1日から	鶴ヶ島市産業振興課 商工労政担当 TEL : 049-271-1111	<a href="https://www.city.tsurugasima.lg.jp/page/page007922.html">https://www.city.tsurugasima.lg.jp/page/page007922.html</a>
吉川市	エネルギー 価格等高騰	原油等価格高騰対策 支援金 (農業者)	令和5年11月～令和6年2月までの任意の2か月分の事業に係る燃料費等の経費合計が、6万円以上20万円未満は5万円を、20万円以上100万円未満は10万円を、100万円以上は20万円を支援。	市内に住所または事業所を有する農業者又は法人。又は、市内農地を主に耕作していることが証明できる農業者又は法人。 世帯員の年間農業従事日数の合計が150日以上であること。	令和6年1月19日(金)から 令和6年2月29日(木)まで	吉川市産業振興部農政課 農政係 TEL : 048-982-9482	<a href="https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,103695,234,731,html">https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,103695,234,731,html</a>
吉川市	エネルギー 価格等高騰	原油等価格高騰対策 支援金 (商工業者等)	令和5年11月～令和6年2月までの任意の2か月分の事業に係る燃料費等の経費合計が、6万円以上40万円未満は5万円を、40万円以上100万円未満は10万円を、100万円以上は20万円を支援。	市内に住所または事業所を持つ中小企業。(個人事業主等を含む)	令和6年1月19日(金)から 令和6年2月29日(木)まで	吉川市産業振興部商工課 商工観光係 TEL : 048-982-9697	<a href="https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,103644,129,735,html">https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,103644,129,735,html</a>
白岡市	その他	白岡市駅周辺空き店舗 出店支援事業補助金	【店舗改修工事費】 ・補助率 1/2以内 ・補助限度額 30万円 ・補助期間等 1回限り 【店舗賃借料】 ・補助率 1/2以内 ・補助限度額 1月あたり5万円 ・補助期間等 12か月以内	対象者：白岡駅及び新白岡駅周辺の商業地域及び近隣商業地域内並びに各駅から概ね半径300m以内にある空き店舗を活用し、小売業または飲食業を新規出店するかた ※要件詳細は、市HPをご覧ください。	令和5年4月1日 ※予算額に到達次第終了となります。	商工観光課 商工振興担当 0480-31-8535	<a href="https://www.city.shiraoka.lg.jp/soshiki/seikatsukeizaiibu/shokokankoka/2/2/4636.html">https://www.city.shiraoka.lg.jp/soshiki/seikatsukeizaiibu/shokokankoka/2/2/4636.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
伊奈町	その他	伊奈町中小企業資金融資制度等に係る保証料等補助金	融資から3年間に支払う予定の融資の際の信用保証協会の保証料及び利子相当額を予算の範囲内（令和5年度30万円）で補助する	次のすべての要件を満たす事業者 ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 ②伊奈町に本店登記のある法人または伊奈町に住所を有する個人事業主 ③次のいずれかの融資制度による融資を利用し、保証料を支払った事業者 ア 伊奈町中小企業資金融資（特別小口資金、中小企業振興資金）貸付 イ 埼玉県中小企業制度融資経営安定資金災害復旧関連（セーフティネット保証4号）貸付 ウ 埼玉県中小企業融資経営安定資金特定業種関連（セーフティネット保証5号）貸付 エ 埼玉県中小企業融資伴走支援型経営改善資金（セーフティネット保証4号、5号、一般保証）貸付 ※セーフティネット保証5号で融資の申請をする場合は、売上減少率が15%以上あること。 ④町税等の滞納がない事業者 ⑤暴力団員を役員として経営に関与させていない事業者	令和6年2月末日まで ※予算額に到達したため受付を終了しました。	伊奈町元気まちづくり課 商工労政係 048-721-2111 (内線2234、2235)	<a href="https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000005339.html">https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000005339.html</a>
三芳町	エネルギー 価格等高騰	三芳町運送事業者等 応援給付金	事業用自動車（緑ナンバー）1台につき10,000円 事業用軽自動車（黒ナンバー）1台につき5,000円 1事業者につき交付上限100,000円	交付対象者 次のいずれも満たす運送事業者 (1)町内に本社または事業所がある法人または個人事業者であり、かつ、下記の許可を受けている事業者、または届出を行っている事業者であること。 ①貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の許可 ②貨物軽自動車運送事業の届出 ③道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）・特定旅客自動車運送事業（送迎バス等）の許可 (2)申請時点において(1)の事業を営んでおり、今後も町内で引き続き事業を継続する意思があること。 (3)町税に滞納がないこと。 (4)過去に本給付金の交付を受けていないこと。 (5)公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っていないこと。 (6)三芳町暴力団排除条例（平成25年三芳町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員が経営し、又は経営に関与していないもの	令和5年9月11日（月）から 令和6年1月19日（金）まで ※期間内消印有効	三芳町観光産業課 商工観光担当 049-258-0019	<a href="https://www.town.saitamamiyoshi.lg.jp/work/nougyou/unsoushienjigyou_2023.html">https://www.town.saitamamiyoshi.lg.jp/work/nougyou/unsoushienjigyou_2023.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
毛呂山町	エネルギー価格等高騰	毛呂山町運送事業者支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用貨物普通自動車及び事業用貨物小型自動車 1台につき2万円</li> <li>・事業用貨物軽自動車 1台につき1万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業法に規定する許可を受けて営む一般貨物自動車運送事業者並びに特定貨物自動車運送事業者又は届出をして営む貨物軽自動車運送事業者</li> <li>・令和5年4月1日以前に本社又は主たる事務所若しくは営業所を町内に置き、自動車運送事業を開始し引き続き継続する意思があること</li> <li>・自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が町内である事業用車両で、令和5年4月1日以前より登録され、令和6年1月1日現在で有効な車検証を有する事業用車両を使用していること</li> <li>・令和5年12月31日までに納付期限を迎えた町税に未納がないこと</li> <li>・毛呂山町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</li> </ul>	令和6年1月15日から 令和6年2月29日まで	毛呂山町 産業振興課 商工観光係 049-295-2112（内線 213・214）	<a href="https://www.town.moroyama.saitama.jp/soshikikar-asagasu/sangyoshinkoka/3/4/11064.html">https://www.town.moroyama.saitama.jp/soshikikar-asagasu/sangyoshinkoka/3/4/11064.html</a>
越生町	その他	越生町起業者応援事業補助金	<p>【補助率】 対象経費の1/2</p> <p>【補助金額】 上限50万円 ※1,000円未満の端数は切り捨てます。 ※1事業者あたり1回限り</p>	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で起業し6か月を経過していない方、または、当該年度中に町内で起業する方</li> <li>○起業後、3年以上継続して同一の事業を行うこと</li> <li>○越生町商工会の会員であること</li> <li>○代表者及び役員が、越生町暴力団排除条例に規定する暴力団員、または、暴力団員と密接な関係を有していないこと</li> <li>○町税等に滞納がないこと</li> </ul> <p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請時点で未着手（※）であること ※未着手とは、契約、支払、納品等を行っていないこと</li> <li>○当該年度中に完了する取り組みであること</li> </ul> <p>【補助対象経費】</p> <p>「設備費」 事業所等の運営に係る設備等の導入費用</p> <p>「備品購入費」 事業実施に必要な備品の購入費用（消耗品を除く。）</p> <p>「広告宣伝費」 広告、チラシ等の制作及び配布に要する費用</p> <p>「登記費」 個人事業主にあつては商号登記に要する費用 法人にあつては設立登記に要する費用</p> <p>「改修費」 事務所、店舗、工場等の改修に要する費用 ※他の制度による補助等を受けていない経費であつて、かつ、経費の総額が10万円以上であること</p> <p>【令和5年度の特例】 令和5年度に限り、令和5年4月1日以降に起業し申請時点で6か月を経過している方も対象とします。 この場合、既に着手している補助対象経費も対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。</p>	当該年度中に完了する取り組みが対象。	産業観光課 観光商工担当 TEL：048-292-3121	<a href="https://www.town.ogose.saitama.jp/kamei/sangyokanko/kankoshoko/gyomuanai/3314.html">https://www.town.ogose.saitama.jp/kamei/sangyokanko/kankoshoko/gyomuanai/3314.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
滑川町	エネルギー 価格等高騰	滑川町原油価格・物価 高騰対策事業者支援金	個人事業主、農業者（年間収入100 万円以上） 10万円 農業者（年間収入30万円以上） 5万円	町内に主たる事業所を有する小規模事業者（支店又はフラン チャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、商号その他 の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等 に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）を除 く。）、運送事業者又は個人事業者であること。ただし、農業を 事業としている場合は、主たる事業が農業であること	令和5年6月から 令和5年9月末日まで	滑川町役場産業振興課 農林商工担当 0493-56-6906	<a href="https://www.town.namegawa.saitama.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/1/2/kigyo_s_hien/3890.html">https://www.town.namegawa.saitama.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/1/2/kigyo_s_hien/3890.html</a>
嵐山町	エネルギー 価格等高騰	嵐山町小規模事業者等 賃上げ雇用拡大支援金	20万円（上限） ※1雇用者につき、1万円	【支給対象者】 ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規 定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及 び主たる事業所を有する個人事業者 ・支援金の支給後も事業活動を継続する意思がある事業者で あること。 ・雇用者が1名以上いる事業者であること。 ・雇用者に対し、賃上げを実施した事業者又は雇用者の増員 を図った事業者であること。 ・令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間において、 上記に掲げる条件により、前年同期と比較して賃金総額を 3%以上増加させた事業者であること。 ※賃金総額には、退職手当（退職金）を含みません。 ・直近年分の法人は法人税申告、個人は所得税の確定申告 を行っている事業者であること。 ・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係 法令等を遵守している事業者であること。 ・町内事業者向けアンケートに協力できる事業者であること。	令和5年9月11日（月）から 令和6年1月31日（水）まで ※予算額に到達次第終了となり ます。	嵐山町企業支援課 商工・観光担当 0493-62-0720	<a href="http://www.town.ranzan.saitama.jp/000006916.html">http://www.town.ranzan.saitama.jp/000006916.html</a>
吉見町	その他	経営革新計画承認 事業者応援金	一律3万円（1回限り）	【交付対象者】 （1）吉見町内で主たる事業を行う法人及び個人であること （2）経営革新計画を策定し、令和4年4月1日以降に埼玉 県知事の承認を受けていること		産業振興課 0493-54-5027	<a href="https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/chiikis_hinkoka/4/2873.html">https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/chiikis_hinkoka/4/2873.html</a>
寄居町	エネルギー 価格等高騰	寄居町物価高騰対策 運送事業者等支援金	一般貨物自動車運送事業者、一般貨 切旅客自動車運送事業者：50,000 円/台 貨物軽自動車運送事業者、自動車運 転代行業者：25,000円/台 ※令和6年1月1日時点において、町内 の事業所において所有または使用してい る自動車検査証有効期間内の車両	【交付対象者】 町内に事業所を有する法人または個人であって、現に事業を 継続しており、寄居町地域公共交通運行継続支援金の申請 を行っていない次のいずれかの事業を営むもの ・貨物自動車運送事業法第3条に規定する国土交通大臣の 許可を受けた一般貨物自動車運送事業者 ・貨物自動車運送事業法第36条第1項に規定する国土交通 大臣に届出をした貨物軽自動車運送事業者 ・道路運送法第4条に規定する国土交通大臣の許可を受けた 一般貨切旅客自動車運送事業者 ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に 規定する埼玉県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行 業者	令和6年1月22日(月)から 3月8日(金)まで (予算に達し次第受付終了)	産業振興企業誘致課 048-581-2121	<a href="https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/12/bukakoutoutaisaku.html">https://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/12/bukakoutoutaisaku.html</a>

自治体	ジャンル	名称	支給額	支給対象	受付期間	問合せ先等	リンク
宮代町	その他	宮代町商工業活性化事業補助金 (経営改善事業)	補助率 1/2 限度額20万円	<p>■補助対象者</p> <p>1年以上の経営実績のある町内に事業所を有する個人または法人の小規模企業者</p> <p>★補助対象経費</p> <p>機械装置等費、広報費、開発費、雑役務費、委託費</p>	予算の範囲内	産業観光課 0480-34-1111	<a href="http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000018744.html">http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000018744.html</a>
杉戸町	その他	杉戸町空き店舗等活用事業補助金	<p>【補助率】</p> <p>対象経費の1/2以内</p> <p>【補助上限額】</p> <p>■補助対象経費①</p> <p>50万円。ただし、新規創業者の場合70万円 (施工業者は町内業者に限る) (1回限り)</p> <p>■補助対象経費②</p> <p>1か月あたり3万円 (営業開始日の属する月の翌月から1年間)</p>	<p>■補助対象経費①</p> <p>【対象事業者】</p> <p>町内において空き店舗等を活用し、創業、移転又は事業拡大する事業者</p> <p>【対象経費】</p> <p>・内外装工事費 ・建物付属設備工事費 ・看板設置工事費 (店舗敷地内に限る) ・補助対象経費に係る設計費</p> <p>■補助対象経費②</p> <p>【対象事業者】</p> <p>町内において空き店舗等を活用する新規創業者</p> <p>【対象経費】</p> <p>店舗賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く)</p>	予算の範囲内	産業振興課 0480-33-1111	<a href="https://www.town.sugitro.lg.jp/cms/page17072.html">https://www.town.sugitro.lg.jp/cms/page17072.html</a>